

使用料の見直し

条例の名称	河川の流水占用料等の徴収に関する条例
-------	--------------------

別表第1

<流水占用料>

(単位：円)

区分				単位	料金		
					改定前	改定後	改定額
精穀製粉用				1年 m ³ /秒	27,800	<u>28,200</u>	400
製材用				1年 m ³ /秒	27,800	<u>28,200</u>	400
工業用				1年 m ³ /秒	2,090,000	<u>2,121,000</u>	31,000
漁業用その他				1年 m ³ /秒	906,000	<u>919,000</u>	13,000
発電用	揚水式 発電所 以外の 発電所	(一)	一 昭和40年10月1日以後に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所 二 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について（二）に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	常時理論水力及び最大理論水力ともkw/年	〔 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} ×（110/100） 〕 の式により算出した額		-
		(二)	(一) に掲げる発電所以外の発電所		〔 {1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} ×（110/100） 〕 の式により算出した額		-

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後	改定額
発電用	揚水式 発電所	(一)	一 昭和48年4月1日以後に発電を開始した発電所 二 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。） イ 昭和40年9月30日において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力にこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について（三）に掲げる式により算出した額に満たないもの ロ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について（二）に掲げる式により算出した額に満たないもの	常時理論水力及び最大理論水力ともkw/年	$\left[\left\{ 1,976 \text{円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力}) \right\} \times \text{補正係数} a \times (110/100) \right]$ の式により算出した額	-
		(二)	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（（一）第2号に掲げるものを除く。）		$\left[\left\{ 1,976 \text{円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力}) \right\} \times \text{補正係数} b \times (110/100) \right]$ の式により算出した額	-
		(三)	（一）及び（二）に掲げる発電所以外の発電所		$\left[\left\{ 1,976 \text{円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力}) \right\} \times \text{補正係数} b \times (110/100) \right]$ の式により算出した額	-

【備考】

改正前後（改正なし）

- 1 補正係数a及び補正係数bは、各発電所ごとに国土交通大臣が次の式により算定した数とする。
- ・補正係数a
（（年間発生電力量-揚水に係る年間発生電力量×（5/6））/年間発生電力量）
 - ・補正係数b
（（年間発生電力量-揚水に係る年間発生電力量×（3/4））/年間発生電力量）

<土地占用料>

（単位：円）

区分	単位	料金		
		改定前	改定後	改定額
< 占用の場所が市の区域にあるもの >				
電柱（支柱及び支線を含む。）	本/年	700	<u>710</u>	10
鉄塔	基/年	920	<u>930</u>	10
軌条	m/年	450	<u>460</u>	10
軌条（短期）	m/月	100	100	0
樋管等の埋架設物	m/年	100	100	0
住宅、家屋等の建物（露店、納涼地及び小屋掛を含む。）	m ² /年	140	140	0
通路又は通路橋	m ² /年	70	70	0
えん堤、水路又は暗きよ（排水路、水源施設等の工作物を含む。）	m ² /年	130	130	0
物置	m ² /年	140	140	0
造船その他のための作業場	m ² /年	140	140	0
物置場	m ² /年	100	100	0
係船用杭	本/年	130	130	0
栈橋	m ² /年	110	110	0
係留場（貸ボート用）	m ² /年	710	<u>720</u>	10
係留場（遊船その他用）	m ² /年	360	360	0

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
養魚場		m ² /年	70	70	0
耕作地		m ² /年	10	10	0
物干場		m ² /年	100	100	0
牧場		m ² /年	9	9	0
温泉 鉱泉（試掘泉源、浴場等を含む。）		m ² /年	300	300	0
広告板	2m ² 未満のもの	枚/年	1,700	1,700	0
	2m ² 以上のもの	枚/年	2,400	2,400	0
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	基/年	6,200	<u>6,300</u>	100
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの（最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。）	基/年	15,500	<u>15,700</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	基/年	31,000	<u>31,500</u>	500
材料置場		m ² /年	110	110	0
漁業用工作物		m ² /年	100	100	0
水産養殖場		a/年	16	16	0
ゴルフ場		m ² /年	12	12	0
その他の工作物		m ² /年	170	170	0
その他の敷地		m ² /年	100	100	0
< 占有の場所が町村の区域にあるもの >					
電柱（支柱及び支線を含む。）		本/年	570	<u>580</u>	10
鉄塔		基/年	780	<u>790</u>	10

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後	改定額	
軌条	m/年	280	280	0	
軌条（短期）	m/月	80	80	0	
樋管等の埋架設物	m/年	90	90	0	
住宅、家屋等の建物（露店、納涼地及び小屋掛を含む。）	m ² /年	100	100	0	
通路又は通路橋	m ² /年	50	50	0	
えん堤、水路又は暗きよ（排水路、水源施設等の工作物を含む。）	m ² /年	110	110	0	
物置	m ² /年	100	100	0	
造船その他のための作業場	m ² /年	100	100	0	
物置場	m ² /年	70	70	0	
係船用杭	本/年	100	100	0	
栈橋	m ² /年	90	90	0	
係留場（貸ボート用）	m ² /年	540	<u>550</u>	10	
係留場（遊船その他用）	m ² /年	280	280	0	
養魚場	m ² /年	70	70	0	
耕作地	m ² /年	10	10	0	
物干場	m ² /年	70	70	0	
牧場	m ² /年	8	8	0	
温泉 鉱泉（試掘泉源、浴場等を含む。）	m ² /年	240	240	0	
広告板	2m ² 未満のもの	枚/年	1,350	1,350	0
	2m ² 以上のもの	枚/年	1,900	1,900	0

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	基/年	4,600	<u>4,650</u>	50
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの（最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。）	基/年	11,600	<u>11,800</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	基/年	31,000	<u>31,500</u>	500
材料置場		m ² /年	90	90	0
漁業用工作物		m ² /年	80	80	0
水産養殖場		a/年	11	11	0
ゴルフ場		m ² /年	10	10	0
その他の工作物		m ² /年	110	110	0
その他の敷地		m ² /年	80	80	0

別表第2

<河川産出物採取料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
砂利		m ³	172	<u>175</u>	3
切込砂利		m ³	141	<u>143</u>	2
砂		m ³	131	<u>133</u>	2
土砂		m ³	120	<u>122</u>	2
土		m ³	120	<u>122</u>	2
泥土		m ³	82	<u>83</u>	1
粘土		m ³	147	<u>149</u>	2

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後	改定額	
礫	m ³	95	<u>96</u>	1	
栗石（径8cm以上20cm未満のもの）	m ³	172	<u>175</u>	3	
玉石（径20cm以上35cm未満のもの）	個	56	<u>57</u>	1	
転石	径35cm以上60cm未満のもの	個	69	<u>70</u>	1
	径60cm以上90cm未満のもの	個	82	<u>83</u>	1
	径90cm以上のもの	個	132	<u>134</u>	2
萱雑草類（1束は、長さ1m、周り1mとする。）	束	39	<u>40</u>	1	
笹、柴類（1束は、長さ1m、周り1mとする。）	束	50	<u>51</u>	1	
芝	m ²	69	<u>70</u>	1	
竹木・埋もれ木類		その都度評価して定める額		-	

【備考（転石）】

改正前	改正後
1 庭石として採取する場合の採取料の額は、上記金額の10倍とする。	1 （同左）